

地域支援だより「こやまが丘通信」は、本校の就学エリア（福山市、尾道市、府中市、三原市、竹原市、神石高原町、世羅町、大崎上島町の保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の先生方に配付しています。

広島県立福山特別支援学校 地域支援だより

こやまが丘通信

令和2年 12月発行
第5号



早いもので、師走となりました。今号は、後期で取り組んだ本校の学習の様子と、地域の先生方から問い合わせが多くあった「合理的配慮」について紹介します。

個性がきらきら光る！ ～学習の一コマ～

今年度は、学習発表会の形を変えて、日頃の学習を動画にまとめました。



上肢操作器具を使って腕を支えながら、キーボードで、「第九」を演奏しました。

友達の所まで歩いて、聖火リレーをしました。
友達の動きに合わせて、火を灯しました。

歌いながら、足の指でベルを鳴らし
「きらきら星」を演奏しました。



先生と一緒にプラスチックスプーン
を触って、音を鳴らしました。

訪問教育って、どんな感じ？



支援部
訪問教育担当/西川

授業は、児童の体調に合わせて、ベッドサイドから行っています。ゆったりとしたペースで、マッサージやストレッチ、人とのかかわりや色々な物を触って変化を感じるなどの快・不快の表出を促す学習に取り組んでいます。その際、児童の脈拍や呼吸状況、わずかな反応を掛かりにしながら、働きかけています。

令和3年度 入学に向けた教育相談について

小・中学部

本校の入学を検討されている方は、12月25日までに、園や学校を通じて、教育相談をお受け下さい。

高等部

※園や学校等の所属の方は、直接本校にご連絡下さい。

入学者選抜実施要項をHPに公開(12月中旬)

市町教育委員会より、就学決定通知を送付

学校を通じて、入学願書等受付(2月)

学力検査・合格者発表・請書の提出(3月)

入学説明会(3月下旬)

教育相談に関する問い合わせ (電話: 084-951-1513 担当/教育相談主任: 西谷)

合理的配慮って何？

内閣府リーフレットより（原文を抜粋）



合理的配慮とは、社会の中にあるバリアを取り除くために、なんらかの対応を必要とされている意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者）が求められるものです。重すぎる負担がある時にでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

こちらも
チェック

合理的配慮に関する具体例が多数掲載されています！

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html> (内閣府HP)



広島県の通知文においても、合理的配慮の基本的な考え方、具体例が記されています。肢体不自由のある児童生徒に関する「合理的配慮に当たり得る具体的な配慮例」について紹介します。

平成28年の「障害者差別解消法」の施行により、どの学校においても、障害のある子供たちに必要な「合理的配慮」の提供をすることが求められるようになりました。

その提供に当たっては、本人・保護者からの申し出や意向を十分に尊重しつつ、学校として組織的に検討し、合意形成を図り、提供することが大切です。

本人・保護者からの意思の表明



【合理的配慮の内容が次の目的に合致するか校内で検討】

- （障害の状況や）発達段階が考慮されたもの
- （合理的配慮が）必要かつ適切な変更・調整なもの
- 体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

※保護者に理由を説明し、学校として、実現可能な「代替措置」を検討・提案するなどの建設的な対話の場が必要です。

建設的な対話と合意形成



具体的な配慮例

○物理的な環境への配慮の具体例

・保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。（以下省略）

○意思疎通への配慮の具体例

・点字、拡大文字、要約筆記、筆談、絵カード、コミュニケーションボード、読み上げ、手話等のコミュニケーション手段（ICT機器によるものも含む）を用いる。（以下省略）

○ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

・入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受検、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用を許可する。（以下省略）

参考資料：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」

個別の教育支援計画に明記しよう～合理的配慮のPDCAサイクル～

入学・進学・卒業時の移行時において、途切れることのない一貫した支援を提供するために、合理的配慮の内容を「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等に明記することが重要です。

個別の教育支援計画については、学校と本人・保護者が参画し、関係諸機関とも連携しながら作成することが求められています。実行した合理的配慮については、障害の状況や教育的ニーズに変化が生じる場合もあるので、定期的な評価や柔軟な見直しをしていきましょう。

参考：特別支援教育研究 特集「学校教育と合理的配慮～障害を理由とする差別の解消に関する法律の施行を受けて～」 東洋館出版 2016

特別支援教育研究

学校教育と合理的配慮
～障害を理由とする差別の解消に関する法律の施行を受けて～



お問い合わせ TEL 084-951-1513 FAX 084-951-3864 (受付：平日 9:00~17:00)

Email fukuyama-sh@hiroshima-c.ed.jp <http://www.fukuyama-sh.hiroshima-c.ed.jp/>

〒720-0841 広島県福山市津之郷町津之郷 280-3

《担当》教育相談主任(特別支援教育コーディネーター)：西谷 愛子

支援部長：森 智明

